

令和 7 年度
定期(財務)監査及び行政監査報告書
(中学校・保育園・幼稚園)

小 城 市 監 査 委 員

小城市監査委員告示第4号

令和7年度 定期（財務）監査及び行政監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査及び行政監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果を公表する。

令和7年11月10日

小城市監査委員 永松 和久

小城市監査委員 古瀬 忠彦

第1 監査の概要

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定による定期監査及び行政監査を実施したが、その状況は次のとおりである。

1 監査実施期間

令和7年8月19日から8月22日まで

2 監査対象課等及び監査実施日

監査対象課等	監査実施日
教育委員会	晴田幼稚園
	芦刈中学校
	牛津中学校
	小城保育園
	認定こども園三日月 幼稚園
	三日月中学校
	小城中学校
	砥川保育園

3 監査の対象期間

令和6年度執行分

4 監査の手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理並びに行政事務の執行について、あらかじめ提出された監査資料に基づき、提示のあった関係書類等を審査、照合するとともに、必要に応じて関係者の説明を求めるなどの方法により監査を実施した。

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

今回の定期監査は、市の財務に関する事務及び所管する事務事業に関する事務の執行・処理状況等が適法、適正に行われているか、また、市の行政事務の執行が合理的かつ効率的に法令等に従って適正に行われているか監査を実施した。

総合的には、予算の経理、財産の管理など財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理はおおむね適正に処理されていると認められた。また行政事務の執行についても法令等に従っておおむね適正に行われていた。

また、細部については、不備な点、改善すべき留意点等が見受けられ、監査の折に口頭で指導しているので、今後の事務処理に十分留意され、適正に対処されたい。

全体的に改善及び注意すべき事項として、以下の事を口頭で指導した。

○契約書

受注者（受託者）が準備した書面により契約を締結している業務の一部において、小城市財務規則（平成17年小城市規則第38号。以下「財務規則」という。）第102条第1項に規定されている事項が記載されていない契約書や仕様書等で示していない条項が記載された契約書が認められた。そのため十分に内容を確認し、契約を締結すること。

○随意契約

随意契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項に適応する指針である小城市随意契約ガイドライン（平成24年）を確認し、最適な条項により契約を締結すること。

○公金の支払時期

委託契約や工事請負契約において、財務規則第102条第4項及び第103条第1号の規定により、一部の契約を除いて、契約書又は請書の作成が省略されている。

公金の支払時期については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第6条に規定されているが、この条項は契約書等により約定されている場合であり、約定されていなければ支払遅延防止法第10条の規定が適用されることとなる。そのため支払時期が遅延することがないように注意すること。

なお、今回の定期監査及び行政監査における指摘事項・検討事項は、次のとおりである。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し適正な執行に努められたい。

※ 区別指摘事項及び検討を要する事項の件数

区分	服務	文書	収入	支出	契約	工事の執行	補助金	財産	現金の取扱い	その他	計
重要な指摘事項											0
その他指摘事項											0
検討を要する事項											0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2 重要な指摘事項

なし

3 その他の指摘事項・検討を要する事項

- (1) 服務関係（0件）
- (2) 文書関係（0件）
- (3) 収入関係（0件）
- (4) 支出関係（0件）
- (5) 契約関係（0件）
- (6) 工事の執行関係（0件）
- (7) 補助金関係（0件）
- (8) 財産関係（0件）
- (9) 現金の取扱い関係（0件）
- (10) その他（0件）

4 監査対象課等ごとの監査結果

(1) 教育委員会

監査の対象	小城保育園、晴田幼稚園、認定こども園三日月幼稚園、砥川保育園、小城中学校、三日月中学校、牛津中学校、芦刈中学校
監査の結果	・財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められた。